

鳥取県中部地震 (2016) ブース展示 B-057

鳥取県中部地震 (2016)

平成28年(2016年)10月21日(金) 午後2時7分、鳥取県中部の三朝町を震源とする「鳥取県中部地震」(マグニチュード 6.6)が発生しました。

この地震では県内で最大震度6弱を観測、中国地方を中心に、広い範囲で揺れが観測されました。

災害関連死も含めて亡くなった人はいませんが、県内8市町で重傷8人、軽傷17人の負傷者が発生しました。

また、多数の家屋被害が発生し、住家の全壊は18棟、半壊は312棟、一部損壊は15,078棟(家屋被害全体の97.9%)に上りました。(火災は発生なし)



発生日時		平成28年10月21日(金) 午後2時7分	
震源		鳥取県中部 北緯35.4度 東経133.9度	
地震の規模		マグニチュード 6.6 (震源の深さ 約10km)	
震度3以上を観測した 県内自治体	震度6弱	倉吉市、湯梨浜町、北栄町	
	震度5強	鳥取市、三朝町	
	震度5弱	琴浦町、日吉津村	
	震度4	米子市、境港市、智頭町、八頭町、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町	
	震度3	岩美町、若桜町	

家屋被害の特徴

家屋被害の主な特徴として、一部損壊が多いことが挙げられます。

特に瓦の損壊など屋根に被害を受けた家屋が多く、地震から1年以上の長い間、ブルーシートで覆われた被災住宅が多く見られました。



市町村名	全壊	半壊	一部損壊	計
鳥取市	1	1	210	212
倉吉市	4	246	9,190	9,440
境港市	—	—	1	1
岩美町	—	—	1	1
三朝町	—	7	1,111	1,118
湯梨浜町	—	17	1,858	1,875
琴海町	—	1	455	456
北栄町	13	40	2,236	2,289
日吉津村	—	—	6	6
伯耆町	—	—	10	10
計	18	312	15,078	15,408

※家屋被害 (平成30年3月20日時点)

鳥取県中部地震 (2016) 避難生活と広がる支援



避難所での生活

地震発生直後から、多くの住民が避難所に避難しました。避難者のピークは地震当日で2,980人。避難所は翌22日がピークで、2市5町で51箇所開設されました。

(写真:倉吉市立上瀬小学校)

徳島県からの炊き出し支援

被災者に少しでも元気を届けようと、県内外から多くの支援をいただきました。災害時の応援協定を交わしている徳島県からは、温かい炊き出しが振る舞われました。



(写真:徳島県)「助けあふ」とくしま隊!!



保健師による健康相談

避難所の生活で体調を崩さないよう、保健師による巡回指導や健康相談が行われました。ほかに、県内外から様々な分野の専門職が訪問し、避難者の支援を行いました。

鳥取県災害対策本部

鳥取県庁では地震後ただちに災害対策本部を設置しました。今では当たり前のこととなったweb会議をフル活用し、被災した市町村長からもリアルタイムで要望などをとおしながら、応急対策を進めました。



鳥取県中部地震 (2016) 建物被害と応急復旧



白壁土蔵の被害

伝統的建造物群保存地区に指定されている「白壁土蔵群」でも、屋根瓦がずれたり土蔵壁が割れたりする被害が発生しました。



屋根にブルーシートがかかった住宅

地震により屋根瓦がずれたりする被害が多く発生し、屋根がブルーシートで覆われた被災住宅が多く見られました。住宅の修繕が進むにつれてブルーシートは減っていきましたが、1年経過してもまだ完全になくなることはなく、県や市町では1軒1軒を訪問し、被災者に寄り添って住宅再建や生活復興を支援する「災害ケースマネジメント」をスタートさせました。



倉吉市役所の被害

倉吉市では、市役所庁舎でも窓ガラスが割れるなどの被害が発生しました。倉吉市災害対策本部を庁舎の庁舎に移転させ、県と倉吉市が同じ場所で災害対応を行いました。



NPOによる住宅修繕

屋根のブルーシート張りは高所での危険な作業です。思うように自宅のブルーシート張りができない被災者を支援するため、災害ボランティアやNPOによる支援が行われました。



災害ボランティアによる片付け支援

災害ボランティアとして、県内外から大勢参加していただきました。

鳥取県中部地震 (2016) ひとりひとりに寄り添う “復興”へのあゆみ



鳥取中部復興祭

被災から1年後の平成29年(2017年)10月21日、住民や地域団体、行政が力を合わせて復興に取り組み気持ちを新たに、復興祭「鳥取中部復興祭」が開催されました。

地震が発生した時刻の午後2時7分には、色とりどりの風船が空を飾るパレードが繰り出されました。このイベントは、復興祭として今年も続けられています。



災害復興活動支援センターの開設

県では、地震からの復興に向けた住民活動や民間活動を支援し、地域の元気づくり活動やコミュニティの強化を図るため、地震から半年後に「災害復興活動支援センター」を設置しました。



災害ケースマネジメントによる被災者支援

被災した住宅の修繕が進まない、進められない世帯等の生活再建を進めていくため、被災者ひとりひとりの事情を思い、様々な専門家が協働して解決策を提案し、被災者に寄り添いながらフォローアップしていく「災害ケースマネジメント」の取組を導入しました。その後、鳥取県ではこの取組を制度化し、スムーズに実施できるような体制を整えています。